

証券売買契約状況等報告書

共通項目																						
取引種類		証券発行体の区分			約定年月日			報告者コード			勘定区分			書類番号								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

本報告の法律上の根拠（該当に○）： 1. 法第55条の3第5項 2. 法第55条の7

報告年月日： _____
報告者： _____

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
報告者の区分（該当に○）
1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府
4. 中央銀行 5. その他

住所又は所在地 _____
責任者記名押印又は署名 _____
担当者氏名（電話番号） _____

(外貨証券：千米ドル単位、円払証券：百万円単位)

項番	証券発行体の所在国 若しくは地域又は 非居住者投資家の所在国 若しくは地域				証券種類（外貨証券） 又は 証券銘柄（円払証券）		証券種類コード		証券銘柄コード （円払証券）		長短 区分	外貨証券取引の 経由取引区分・ 受託先区分	売 買 金 額	原 通 貨 コード	決 済 年 月																									
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33						34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 「本報告の法律上の根拠」欄には、本報告の義務を課せられた根拠規定として該当する条項に○を付すこと。また、両方の根拠規定に該当する場合又は本省令第13条第3項又は第4項の規定に該当する場合には、両方の条項に○を付すこと。
- 本報告書は、外貨証券（法第6条第1項第12号に規定する証券をいう。）及び円払証券（法第6条第1項第12号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）の売買契約（条件付売買契約を除く。）の状況等を記入すること。
- 本省令第21条に基づき報告する者（指定報告機関）は、毎日の契約の状況を記入すること。
- 本省令第14条第1項第8号又は第22条第1項第1号若しくは第2項第1号に基づき報告する（第21条の指定を受けた者を除く）者は、報告しようとする月の契約の状況を取り纏めて記入すること。
ただし、報告しようとする月中に売買の契約の実績がない場合は報告を要しない。
- 法第55条の3第5項の規定に基づく資本取引の一括報告者は、報告しようとする証券売買の契約の日の属する月毎に別業として記入すること。
- 複数の決済日を有する契約を結んだ場合は、決済月別に分けて記入すること。
- 法第55条の3第5項の規定に基づく資本取引の一括報告として提出する場合において、本省令第5条の規定の適用を受ける資本取引は本報告の対象外であるが、これを除外することが困難な場合にはこれを含めて記入して差し支えない。
- 「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。
- 本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別業として作成すること（共通項目の書類番号欄は明細項目に記入のある報告書の全業を通じて0001番からの連続番号を付すこと）。
- 外貨証券に係る報告については、米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
- 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次業として報告すること。

【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】		【注2】		【注3】		【注4】		【注5】		【注6】	
取引種類		証券発行体の区分		約定年月日		報告者コード		勘定区分(信託勘定保有銀行等)		書類番号	
コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義
2 0	居住者の買入	0 1	外貨証券：非居住者発行	YYYYMMDD	西暦年月日 (8桁)	(5桁)	日本銀行が 通知する 5桁コード	0 0	銀行勘定	(4桁)	報告者記載 (0 0 0 1 ~)
2 1	居住者の売却	0 2	外貨証券：居住者発行					1 0	信託勘定		
2 2	非居住者への償還金の支払	0 3	円払証券：非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者		
2 3	非居住者からの償還金の受取	0 4	円払証券：居住者発行								

【明細項目】

【注7】				【注8】		【注9】		【注10】		【注11】		【注12】		【注13】				
証券発行体の所在国若しくは地域又は 非居住者投資家の所在国若しくは地域				証券種類(外貨証券) 又は 証券銘柄(円払証券)		証券銘柄コード(円払証券)		長短区分		外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分		売買金額		決済年月				
証券発行体の区分との紐付				コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義	コード	定義			
外貨証券	非居住者 発行	発行体の所在国又は地域	(3桁)	本省令別表第2 に定める国又は 地域番号	証券種類 名称を記入	1 0 0	株式	<ブランク>	0 0	中长期 (1年超)	1 0 0	自己取引 (非居住者との直接取引)	米ドル換算 (千米ドル単位)	YYYYMM	西暦年月 (6桁)			
						1 1 0	株式配当									2 0 0	銀行等 を經由する取引	
						1 2 0	新株予約権等									【銀行等又は金融商品取引業者の媒介、取次ぎ 又は代理による非居住者との取引分】		
						1 6 0	投資信託に係る株式及び 受益証券										3 0 0	一般政府
						2 1 0	国債										3 1 0	銀行等(銀行勘定)
	2 2 0	政府機関債	3 2 0	銀行等(信託勘定)														
	2 3 0	国際機関債	3 3 0	信託銀行(銀行勘定)														
	2 4 0	地方債	3 4 0	信託銀行(信託勘定)														
	2 9 0	その他債券(事業債等)	3 5 0	金融商品取引業者(投資 信託委託会社、資産運用 会社及び投資法人を除く)														
	3 1 0	譲渡性預金証券	3 6 0	生命保険会社														
3 2 0	コマース・ペーパー	3 7 0	損害保険会社															
3 9 9	その他の証券	3 8 0	投資信託委託会社、資産 運用会社及び投資法人															
3 9 0	その他	3 9 0	その他															
4 0 0	中央銀行																	
円払証券	非居住者 発行	発行体の所在国又は地域	(3桁)	本省令別表第2 に定める国又は 地域番号	証券銘柄 名称を記入	1 0 0	株式	(4桁)	0 0	中长期 (1年超)	<ブランク>	協議会が 定める 4桁コード	百万円単位	YYYYMM	西暦年月 (6桁)			
						1 2 0	新株予約権等									0 1	短期 (1年以内)	
						1 6 0	投資信託に係る株式及び 受益証券									<ブランク>		
						2 1 0	国債											
						2 4 0	地方債											
	2 5 0	特殊債																
	2 6 0	金融債																
	2 7 0	株債	<ブランク>															
	2 8 0	円債外債																
	3 1 0	譲渡性預金証券																
3 2 0	コマース・ペーパー																	
3 9 9	その他の証券																	

【注12】									
通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	ババアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	パネスエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	E C U	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	ポーランド・ズロチ	138	フィンランド・マルカ	154	S D R	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスカード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ブルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	ネーリシヤス・ルピー	164	その他	999

- 【注1】 取引種類 居住者の買入を「2 0」、売却を「2 1」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の寄託を非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した(非居住者へ支払った)場合は「2 2」として、外貨証券では、自己の保有する証券又は居住者から寄託を受けている証券の元本の償還金があった場合を「2 3」として記入すること。
- 【注2】 証券発行体の区分 外貨証券においては、非居住者発行のものを「0 1」、居住者発行のものを「0 2」とし、円払証券では非居住者発行のものを「0 3」、居住者発行のものを「0 4」として記入すること。
- 【注3】 約定年月日 年表示は西暦(4桁)で記入し、月表示は「0 1」から「1 2」として記入すること(報告年月日及び明細項目の決済年月に同じ)。日付は2桁で記入すること。この際、本省令第21条の規定により報告する者は、実際の営業日に該当する「0 1」から「3 1」を記入し、それ以外の者は、「9 9」とすること。
- 【注4】 報告者コード 日本銀行(国際局)が通知する5桁コードを記入すること。
- 【注5】 勘定区分 信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「0 0」、同信託勘定を「1 0」として記入すること(信託勘定を保有しない報告者はブランク)。
- 【注6】 書類番号 報告者ごとに0 0 0 1番からの連続番号を記入すること。
- 【注7】 証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域 非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方の所在国又は地域をそれぞれ本省令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
一 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。
- 【注8】 証券種類(外貨証券)又は証券銘柄(円払証券) 外貨証券の場合は証券種類名称を、円払証券の場合は証券銘柄コードに対応する具体的な証券銘柄名称をそれぞれ記入すること。
一 円払証券は、証券種類コード名称の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。
- 【注9】 証券銘柄コード(円払証券) 円払証券の記入にあつては、証券コード協議会(金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。)の定める銘柄コード(4桁)を記入すること。
一 非上場の証券であつてコード番号の付されていない証券は、コード番号を9 9 9 9とする。
- 【注10】 長短区分 負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中长期(0 0)、1年以内のものを短期(0 1)とすること。
- 【注11】 外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分 外貨証券売買取引について非居住者との直接取引(自己取引1 0 0)と、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を經由する取引(以下「経由取引」という。)を区分して記入すること。
一 経由取引にあつては、外国証券会社などとの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に取次ぎなどを依頼した場合を「2 0 0」として記入すること。
また、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に準じて記入するほか依頼者について上記表中の「一般政府(3 0 0)」から「中央銀行(4 0 0)」の11業態を分けて記入すること。
なお、円払証券売買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を經由して非居住者を行なつた取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。
- 【注12】 売買金額、原通貨コード 売買金額は外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること(単位未満は四捨五入)。また、当該証券の券面通貨についてコード表に従い記入すること。
- 【注13】 決済年月 当該売買契約に係る決済年月を記入する(年月の記入は【注3】に準ずる。)

(注) 本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。